

医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査の中間まとめ

平成30年10月23日
文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室

1. 緊急調査の進捗状況

- 文部科学省では、東京医科大学の入学者選抜における不適切な事案を踏まえ、本年8月に医学部医学科を置く全ての大学を対象に緊急調査を開始し、10月12日（金）までに、30大学に対して訪問調査を実施しました。東京医科大学を除く残りの50大学に対しても、順次、訪問調査等を実施しているところです。
- そのうち、複数の大学においては、不適切である可能性の高い事案が発見されており、現在、それらの大学に対して、速やかに詳細な事実関係を確認し報告するよう指導しているところです。
- 文部科学省においては、不適切である可能性の高い事案が発見された場合には、大学として事実関係を明らかにした上で自ら公表を行い、入試の改善や不利益を被った受験者の救済など必要な対応を取られることが重要であると考えております。
- 引き続き、文部科学省において訪問調査等の調査を実施し、本年末までを目途に最終的なとりまとめを行いたいと考えています。

2. 不適切である可能性の高い事案

- 不適切である可能性の高い事案としては以下のようなものが見られました。
 - ① 調査書や出願時の書類等を審査して評価する際に、現役生等には加点し多浪生には加点しないなど、属性によって取扱いに差異を設けているとみられる事例
 - ② 合否判定の際に、学力検査での得点が同等でも、多浪生や女性は面接試験等でより高い評価を得ないと合格とされない場合があるなど、年齢や性別等の属性によって取扱いに差異を設けているとみられる事例
 - ③ 合否判定の際に、学力検査や面接試験等の総合得点の順番に沿って合格とすることを原則としつつも、同窓生の子女等の特定の受験者については合格圏外であっても合格させているとみられる事例
 - ④ 補欠合格者への繰上合格の連絡の際に、学力検査や面接試験等の総合得点の順番に沿って連絡するのではなく、より下位の特定の受験者に先に連絡をしているとみられる事例

- 個別具体の事案の評価については、詳細な事実関係についての各大学における確認や説明を待つ必要がありますが、このような事案については、受験者や社会に対して公正であるか否かについて特に説明を要するものであると考えており、文部科学省としても、各大学に対して速やかな事実確認と報告を求めるとともに、大学自らが公表することが重要であると伝えています。

3. 疑惑を招きかねない事案

- 直ちに不適切な事案であるとは言えないものの、入学者選抜の公正性に疑惑を招きかねない事案としては、以下のようなものが見られました。
 - ① 出願書類において、保護者や家族の氏名・職業・出身校を記入させた上で、面接試験においても、家庭環境や経済状況について詳細に質問している事例
 - ② 補欠合格者からの繰上合格が例年多数になるにもかかわらず、教授会や入試委員会等で正式に合否判定がなされるのは、正規合格者についてのみであり、補欠合格者の決定や繰上合格の手続きが学長、学部長、入試委員長又は入試課長などの一部の教職員に一任されており、その顛末や手続きの公正性を証明する資料や記録が残されていない事例
 - ③ 合否判定は総合得点の順位のみによって行うとしているにもかかわらず、合否判定資料に受験者の氏名・年齢・性別・出身校・備考（同窓生・教職員）等の情報が記載されている事例
 - ④ 面接試験において、多浪生については現役生より慎重に検討して評価することなど、年齢による取扱いの差異をマニュアル上容認している事例
 - ⑤ 入学者選抜業務を行うための組織体制や責任者の選出に係る規程が整備されておらず、一部の教職員が属人的に後任者を指名したり、協力を依頼したりする運用が行われている事例
- このような事案については、各大学において、入学者選抜の手続やマニュアルを適宜見直し、より公正性を高めるよう改善することが必要です。

4. 入学者選抜の公正確保に資すると思われる好事例

- 本調査を通じては、上記のような不適切である可能性の高い事案や疑惑を招きかねない事案が確認されると同時に、入学者選抜の公正確保に資すると思われる、以下のような好事例も見られました。
 - ① 入学者選抜業務全体を通じた、人権配慮ポリシーを策定し、出願書類の様式、面接マニュアル、試験当日の運営等に配慮事項や禁止事項が落とし込まれている事例

- ② 合否判定資料の元となるデータや帳票へのアクセス権限のある者をごく少数の職員に限定し、実際にアクセスする際には責任者が監視役として立ち合うことをルール化している事例
 - ③ 面接試験の際の評価者の体制について、少なくとも一人は女性の教員が入るようにして男女のバランスに配慮したり、基礎教育の教員、臨床指導の教員、精神科医・カウンセラー等を組み合わせて評価観点のバランスに配慮したりしている事例
 - ④ 成績開示において、受験者本人の学力検査の成績だけではなく、合格最高点・最低点・平均点を併せて開示したり、面接試験や小論文試験等での成績等も含めて開示したりしている事例
- 入学者選抜の業務や手法の在り様は各大学によって異なりますが、上記の好事例なども参考にしながら、入学者選抜の公正性を高めていただくことを期待します。

5. 募集要項等の役割と入学者選抜の公正性

- 大学入学者選抜実施要項においては、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定するものとされており、個別具体的な入学者選抜の方法については、この原則に反しない範囲で、各大学の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づく各大学の判断に委ねられています。
- また、同要項においては、各大学は、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを明記した募集要項を一定の時期までに公表するものとされており、募集要項は、入学志願者にとっては出願に影響を及ぼす重要な判断材料としての役割を持っています。
- このような考え方を踏まえつつ、東京医科大学の入学者選抜における事案やこれまでの調査の中で把握した事案について検討した結果、文部科学省としては、少なくとも以下のような事案については、不適切と判断すべきであると考えています。
- ① 募集要項等で予め説明していた試験方法や合否判定基準に反して又は予め説明していないにもかかわらず、特定の受験者を合理的な理由なく合格又は不合格とすること
 - ② 募集要項等で予め説明していた試験方法や合否判定基準に反して又は予め説明していないにもかかわらず、合理的な理由なく性別、年齢、現役・浪人の別等の属性に応じた一律の得点調整や取扱いの差異の設定などを行うこと

- 現在, 一般社団法人全国医学部長病院長会議の大学医学部入学試験制度検討小委員会において, 国民に理解をされる公正・公平な入試制度を実現するため, 医学部入学試験の在り方の考え方等についての議論が行われています。大学において自発的にこのような検討が行われ, 一定の考え方等が示されることより, 各大学における入学者選抜の公平性が一層高められることを期待しています。